

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

## 立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 .....略.....</p> <p>3 平成31年度から令和5年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。<u>以下同じ。</u>）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) .....略.....</p> <p>4 <u>令和6年度において、前項に規定する個人番号カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 住民票の写し 1通につき10円</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 .....略.....</p> <p>3 平成31年度から令和5年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) .....略.....</p>

- (2) 印鑑登録証明書 1通につき10円  
 (3) 課税（非課税）証明書 1通につき10円  
 (4) 戸籍の附票の写し 1通につき10円  
 (5) 戸籍証明書 1通につき10円

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額	
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性	<p>.....略.....</p> <p>(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合</p> <p>.....略.....</p> <p>.....略.....</p>	

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額	
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判	<p>.....略.....</p> <p>(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合</p> <p>.....略.....</p> <p>.....略.....</p>	

判定		定	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	.....略.....	2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	.....略.....
3 建築	.....略.....	3 建築	.....略.....

<p><u>物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>																		
	<p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)</p> <table border="1" data-bbox="316 763 1096 1402"> <thead> <tr> <th colspan="3">.....略.....</th> </tr> <tr> <th>イ ア 以外 の建 築 物</th> <th>(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)</th> <th>.....略.....</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	.....略.....			イ ア 以外 の建 築 物	(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	.....略.....				<p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)</p> <table border="1" data-bbox="1125 763 2106 1402"> <thead> <tr> <th colspan="3">.....略.....</th> </tr> <tr> <th>イ ア 以外 の建 築 物</th> <th>(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)</th> <th>.....略.....</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	.....略.....			イ ア 以外 の建 築 物	(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	.....略.....			
.....略.....																				
イ ア 以外 の建 築 物	(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	.....略.....																		
.....略.....																				
イ ア 以外 の建 築 物	(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	.....略.....																		

	していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	.....略.....	.....略.....		ていることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	.....略.....	.....略.....
		.....略.....				.....略.....	
4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	.....略.....			4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	.....略.....		
	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）			建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）			

更の認定 の申請に 対する審 査	(1) 申請 に併せて <u>建築物の</u> <u>エネルギー</u> <u>一消費性</u> <u>能の向上</u> <u>等に関する</u> <u>法律第35</u> 条第1項 各号に 掲げる基 準に適合 している ことを示 す書類と して市長 が定める ものが提 出された 場合	.....略.....	の認定の 申請に対 する審査	(1) 申請 に併せて <u>建築物の</u> <u>エネルギー</u> <u>一消費性</u> <u>能の向上</u> <u>等に関する</u> <u>法律第35</u> 条第1項 各号に掲 げる基準 に適合し ているこ とを示す 書類とし て市長が 定めるも のが提出 された場 合	.....略.....
	.....略.....	.....略.....			.....略.....
5 建築 物のエネ	.....略.....	.....略.....	5 建築 物のエネ	.....略.....	.....略.....
	(1) 申請	.....略.....	(1) 申請		.....略.....

<p><u>ルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</u></p> <p>に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合</p>		<p><u>ルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</u></p> <p>に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	
.....略.....		.....略.....	
6 建築	.....略.....	6 建築	.....略.....

物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明

## 備考

(1) 及び(2) .....略.....

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明

## 備考

(1) 及び(2) .....略.....

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

(5) .....略.....

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が100分の5以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

(7) .....略.....

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条

能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

(5) .....略.....

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が100分の5以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

(7) .....略.....

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条

<p>第1項の規定が適用される特定増改築を除く。) を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。</p> <p>(9) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。</p> <p>(10) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。</p> <p>(11) 及び(12) ……略……</p>	<p>1項の規定が適用される特定増改築を除く。) を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。</p> <p>(9) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。</p> <p>(10) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。</p> <p>(11) 及び(12) ……略……</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

